

# 第 1 章

## 景観計画について



### 1. 景観とは

#### ■ 「景観」とは

「景観」とは、私たちの目に映る視覚像のことで、一般的には風景、景色とほぼ同じ意味に使われています。

同じ景色を見ていても、その評価が人によって異なるのは、見る人の感覚や価値観に違いがあるからで、「景観」とは見る人の目と心にうつる「地域の視覚的特性＝まちの個性」ということもできます。

「まちの個性」は目に見える色や形だけでなく、その土地の歴史、文化、風土、都市活動や日常生活から生じる雰囲気、さらには光や風、水の流れる音やにおいなど、人間の五感を通して感じることができるすべてが深く関連し合い、成り立っています。

景観の要素は、私たちの身のまわりのもので構成されており、目に見える山や森、川や農地などの自然的要素から、市街地や集落地のまちなみ、道路や公園などの人工的要素まで、視覚として映し出される全てのものが対象となります。

また、これらのほか、まちのイメージ、歴史や文化、花の香り、光、風など、目に見えない五感で感じる印象も「景観」の要素に含まれます。

#### ■ 富士川町の「景観」は、未来へと引き継ぐかけがえのないまちの財産です

富士川町には、富士川をはじめとした豊かな水辺景観、四季の彩りを映し出す山々のみどりの景観、富士山や市街地を一望する優れた眺望景観、富士川舟運の歴史を伝える数多くの建造物と古いまちなみ景観、丘（扇状地）に広がる田園景観、里山に抱かれた谷合いの農山村景観など、富士川町らしい個性的で、魅力的な景観が多くあります。

こうした景観は、初めからあったものではなく、富士川町特有の自然や風土のなかで、暮らしや様々な営みの歴史を通じ、自然との関わり方など、先人たちの知恵と暗黙の秩序のもとに、永い歳月をかけて受け継がれ、形づくられてきたものです。

良好な景観は、地域の個性を表現し、住民の生活にうるおいを与え、私たちにふるさとへの愛着や誇りをもたせてくれるとともに、地域の魅力を一層高め、観光など地域活力の源にもなり、将来を担う子どもたちの豊かな感性を育ててくれます。

富士川町の美しい景観は、町民をはじめ、多くの人たちの理解と協力によって次世代へと継承されていくべきかけがえのない財産といえます。



・ 春米の棚田



・ 大法師公園の桜

## 2. 景観計画について

### (1) 計画の目的

「景観計画」とは、「景観法」（平成 16 年 6 月制定）に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。

景観に対する住民の意識が高まる中、全国の多くの自治体で景観計画への取り組みが進められています。本町においても、地域固有の自然や風土、歴史に育まれた良好な景観を町民共有のかけがえのない財産・資産として守るとともに、新たな魅力ある景観を創造し、これらの景観を育て、地域の活性化につなげていくことが求められています。

「富士川町景観計画」は、本町の景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の理念や目標、景観形成の方針、行為の制限事項、景観資源等の質的向上事項、実現に向けた取り組みなどを定め、景観に関する住民、事業者、行政等の協働の指針をつくることを目的としています。

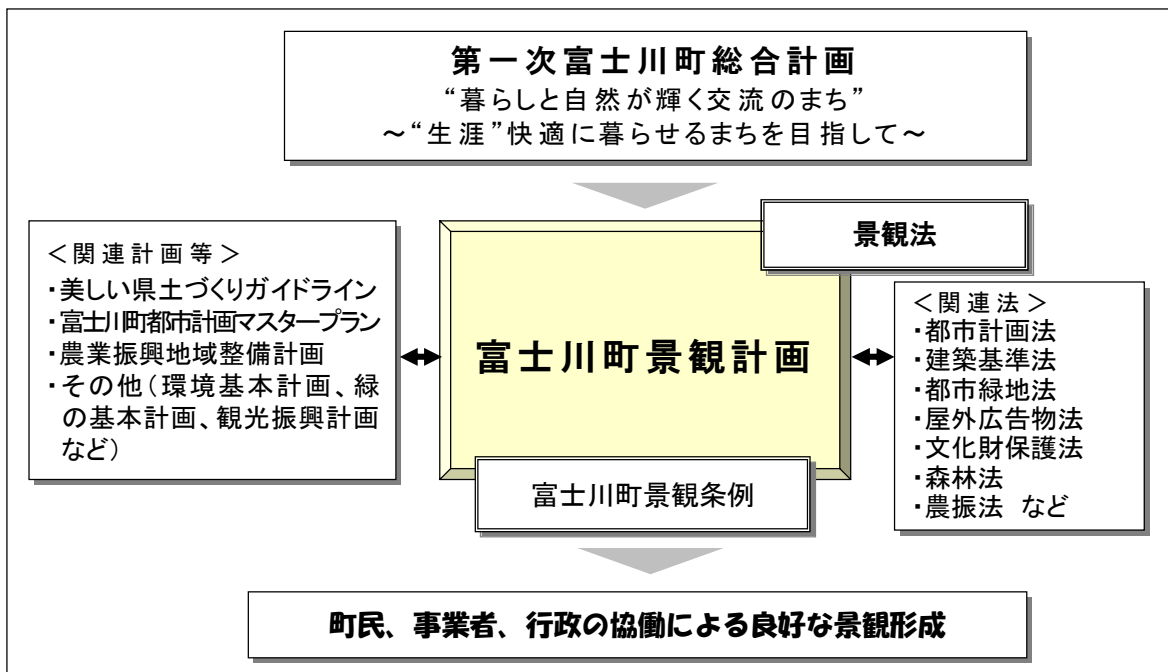
### (2) 景観計画の位置づけ

「富士川町景観計画」は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、上位計画である「第一次富士川町総合計画」（平成 24 年 3 月）に則した、本町の景観形成に関する総合的な計画として位置づけられます。

今後、住民が主体的に関わる景観形成活動や行政等が行う景観形成事業などの景観形成施策は、本計画に沿って進めていくことになります。

なお、景観形成には、長い時間を要することから目標年次は定めません。しかし、リニア中央新幹線が本町を横断して整備されることによる土地利用の変化や景観への影響、上位・関連計画の改定、今後の住民ニーズや本町をとりまく社会・経済環境の変化、国や山梨県の景観施策の変更等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、景観形成への取り組み状況などに応じて、適宜、内容を充実する成長型の計画として運用することとします。

#### ■ 「富士川町景観計画」の位置づけ



### (3) 景観計画の区域

#### ●富士川町景観計画の区域は、富士川町全域とします

富士川町の景観は、南アルプスの前衛峰として連なる奥深い山々と幾筋かの谷間の地形、山麓の扇状地、富士川周辺の低地、そして利根川、戸川、大柳川などの河川から構成される特徴的な地形構造（大地の構造）を土台に、山や水辺の自然景観、山麓や谷合いの田園集落景観、市街地のまちなみや歴史文化的景観などが重なり合い、一体となって独自の景観を形づくっています。

本計画では、本町のこうした景観を全体的にコントロールしていくために、町域全体を景観計画区域として定めます。



・川久保からみた田園と市街地の遠望